

会 議 録

1 会議名

平成28年度 第10回金谷区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 平成28年度地域活動支援事業の完了について（公開）

(2) 地域活動支援事業募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて（公開）

(3) 「金谷のまちづくりを話し合う会」のふりかえりについて（公開）

3 開催日時

平成29年1月25日（水） 午後2時57分から午後5時5分まで

4 開催場所

福祉交流プラザ 2階 第1会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：高宮宏一（会長）、川住健作（副会長）、村田敏昭（副会長）、石野伸二、伊藤三重子、牛木喜九、桑山敏男、齋藤邦博、竹内恵一、永野起男、西条聖士、山口茂幸

・事務局：南部まちづくりセンター 佐藤センター長、槇島係長、小林主事

8 発言の内容

【小林主事】

・伊崎委員、高橋委員、土屋委員、吉村委員を除く12名の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

・同条例第8条第1項の規定により、議長は高宮会長が務めることを報告

【高宮会長】

・会議の開会を宣言

- ・ 会議録の確認：伊藤委員、桑山委員に依頼

— 次第 2 議題等の確認 —

【高宮会長】

次第 2 「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

資料により説明。

【高宮会長】

事務局の説明について質疑を求めるがなし。

— 次第 3 報告（1）平成 28 年度地域活動支援事業の完了について —

【高宮会長】

次第 3 報告（1）「平成 28 年度地域活動支援事業の完了について」、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

資料No.1 により説明。

【高宮会長】

事務局の説明について質疑を求める。

【石野委員】

収支決算書で「案内標柱 8 基」、「神社看板 3 基」となっている。神社看板となると宗教的な活動に抵触しないか。

【高宮会長】

事務局に説明を求める。

【榎島係長】

採択の際に、「散策路の入口に案内標柱を設置する等、来訪者にとってより分かりやすく利用しやすい散策道になるようにしてください。」という附帯意見を付けた

ことを受けて、正善寺の3つの町内の入口付近に看板が付けられたものと考えている。なお、神社看板については、こちらで十分な確認ができていないため、確認のうえ後日報告したい。

【石野委員】

関連して、元々は10基に対して150万6600円だったが、内容が変わっても同じ金額というのにはあり得るのか。それも含めて確認をお願いしたい。

【高宮会長】

事務局に説明を求める。

【榎島係長】

この制度は、実施団体の活動に対して市が補助するもの。実施団体が看板業者と調整する中で、金額を変更せずに附帯意見に対応したものと理解している。標柱10基が、標柱8基と看板3基になったことに関しては、問題はないと考えている。

【石野委員】

変更の連絡があってもよいのではないか。

【榎島係長】

市が事業を補助するにあたり、金額では概ね30%以上増額・減額する場合、目的を含め事業の内容が大きく変わる場合に、変更の届出をするようお願いしているが、今回の変更については、いずれにも該当しないため、変更の手続きは求めている。

【石野委員】

変更申請が必要な場合の説明については、申請された団体へ書面で届いているという認識でよいか。

【榎島係長】

募集要項にQ&Aを付けており、その中に記載をしている。それにより周知している。

【高宮会長】

他に質疑を求めるがなし。

— 一次第 4 議題(1) 地域活動支援事業募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて —

【高宮会長】

次第 4 議題(1)「地域活動支援事業募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて」、事務局に説明を求める。

【小林主事】

当日配布資料No.1、資料No.2～No.5により説明。

【高宮会長】

事務局の説明について質疑を求める。

【石野委員】

自己評価票は、申請者が点数を付けるのではなく、この中で当てはまることについて、申請者がどう思っているのか、どう活動していくのかをコメントとして書くようなものにして欲しい。申請者が採点しても何の意味もないと思う。

【高宮会長】

事務局に説明を求める。

【榎島係長】

こちらは、協議会委員の皆さんに提案しているものであり、変更については協議会の中で話し合っただけであればと思う。

【高宮会長】

今の説明は分かったか。

自己評価票の書き方は、提案者から、例えば①の公益性について、こう思う、こういうことである、と書いてもらうということでしょうか。

【永野委員】

今の説明を聞くと、点数は意味がない気がする。

【高宮会長】

石野委員の提案のとおり変更することでよいか決を採り、10名の賛成により変更することに決する。

【榎島係長】

提案団体として、審査の視点ごとに自分たちの活動がどういう点で該当するかをコメントで自己評価していただく、というイメージでよいか。

(よしの声)

では、そのように修正し、次回諮らせていただく。

【石野委員】

「提案する事業の自己評価」とあるが、「提案する事業のアピール」などが趣旨になると思う。

【西条委員】

「提案する事業のアピールポイント」はどうか。

【高宮会長】

「ポイント」がよい。

資料No.5はそのように修正することでよいか諮り、委員全員の下承を得る。

他に質疑を求める。

【石野委員】

金谷区の審査は、基本審査と同時に採点を行うが、基本審査で半数以上の方が「適合しない」とされた場合は、以下の審査や採点をする必要がないと思う。

また、「適合しない」とした理由を書くが、その内容は書いた委員しか分からない。私は、基本審査は挙手で行うのがよいと思う。前の会議の中で会長がおっしゃったとおり、委員になったら責任を持って、いろいろ知見を集めて、正々堂々と審査すべきということであれば、「適合しない」とした理由を皆さんに伝えてよいと思う。審査・採点シートは無記名のため、誰が書いたかは事務局も分からない。書いた本人しか分からない。不適合が過半数にならないように提案されてくるだろうと思うが、中にはそういう提案が出てくる可能性もあるため、方法を見直してもよいと思う。皆さんの意見を伺いたいと思う。

【高宮会長】

資料No.3に「※『適合しない場合』は、該当するものに☑をつけ、具体的な理由を記載」とあるが、これを白紙にし、自分の意見を書く。

【石野委員】

意見を書くのではない。

最初に基本審査を行うため、「適合しない」が半数以上を超えた場合は不採択となり、以降の審査、採点は必要なくなってくる。そこを挙手にすれば、過半数を超えているか、超えていないかは明らかに分かると思う。また、「適合しない」とした方の意見を聞いて、それを参考に次の審査に向かう、ということにもなる。

【川住副会長】

提案するにあたり、当人は非常に努力されて提案されると思う。そういったものが、点数がつかずに不採択となるのはまずいのではないかと思う。

【石野委員】

ルールでは、「適合しない」が過半数の場合は不採択となっている。川住副会長が言われているとおりに行うのであれば、基本審査をなくし、採点だけにすればよい。基本審査や共通審査は市で定められているルールだと思うが、事務局に確認を求める。

【榎島係長】

基本審査、優先採択審査、共通審査による採点は、標準的なモデルとして市が協議会に示したものである。そのうち、基本審査をしないという選択肢もある。優先採択審査をしないという選択肢もある。ただ、共通審査は、最低限お願いしているものである。

【石野委員】

適合しないという委員の意見を参考に聞きたい。そうでなくても、内容は知っておきたい。

【川住副会長】

文書で出すのと全員の前で手を挙げるのでは、若干ズレが生じるような気がする。「適合する・しない」を書いて出す方が、正確ではないかと思う。手を挙げる場合、様子を見て決める可能性がある。その辺を配慮すべきだと思う。

【石野委員】

三郷区の場合は、別々の用紙で基本審査と採点をしていると聞いた。それがよいのではないかと私は思う。まず基本審査を行い、「適合する」が半数以上なら、次に

行く。それはすぐに集計できるはずなので、あまりにも多い、1／3くらいの方が「適合しない」とした場合、意見を聞きたい。その人数は公表しても全く問題ない話である。もしその委員が意見をアピールできるのであればして欲しい。

【山口委員】

「適合する・しない」とした理由を皆の前で話すということか。

【石野委員】

強制ではない。

【山口委員】

今までは、「適合しない」としたら、そのままだった。

【石野委員】

人数だけは把握できたが、それ以外は全く分からない。

それによって、「今回は不採択になったが、次年度はそれを踏まえてこういうことをして下さい」や、「内容をこう変更したら通る可能性がある」、ということに結び付いていくのではないかと私は思う。

【山口委員】

「これは適合しない」と思っている、表現できる人とできない人がいる。「こんなことを言うのもあれかな」と思う人もいるのではないか。

【石野委員】

支障があれば、基本審査をなくし、採点審査だけにの方がよいのではないかと
思う。

【川住副会長】

私は先ほども言ったとおり、今までどおり「適合する・しない」をはっきりさせて採点した方がよいような気がする。

【山口委員】

石野委員が言われるのは、なぜ「適合しない」と思うのか、説明して欲しいのだろう。それも必要だと思う。

【石野委員】

「適合しない」場合の3つの理由があるが、これ以外にもあるはずである。ここ

に書ききれないこともあると思う。

まず、用紙は別にする。そして、事務局が集計し、「適合しない」とした方がおられたら、ご意見を発表できる方はしていただきたい。当然、適合しないという方が多ければ多いほど、満点の半数を割ってくる可能性は高くなる。

【山口委員】

提案者にすれば、「こんなに根を詰めてプレゼンを考えたのに、なぜ適合しないのか」と思うかもしれない。そういう意味では、石野委員が言われるようなこともよいかなと思う。

【石野委員】

優先採択審査が入ったため、ここでもワンクッションある。ここでも過半数以上でないといけないのか。

【榎島係長】

優先採択審査の結果、過半数の委員が「該当しない」とした場合でも、採択される可能性はある。あくまでも優先順位を付けた際に、後ろに回るだけである。予算に余裕があれば、採択される余地は残っている。そこは基本審査との大きな違いである。

【石野委員】

採点した際に、満点の半数を下回った分は全て不採択である。その後からある程度補てんするのであれば、食い違うのではないか。あくまでも満点の半数を超えなければ駄目だと。

【竹内委員】

点数が半分以下の事業は不採択になる。過半数が優先でないときは、優先順位が「その他」の方に回るだけだと書いてあったような気がする。

【石野委員】

例えば10事業あったら、予算が8位までしかなかった場合、9、10位を不採択にするということだった。その前に基本審査の「適合する・しない」の時に、優先採択事業に「該当する・しない」という判断がされると思うため、本当にいるか。基本審査に含めてよいと思う。

【榎島係長】

審査について整理する。

- ・基本審査は、「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。」という地域活動支援事業の目的に合うかを見る。
- ・優先採択審査は、「金谷区の採択方針」の「優先して採択する事業」に当てはまるかを見る。過半数が「該当しない」としても、採択される可能性は残る。
- ・共通審査は、「公益性」から「発展性」まで5点満点で点数をつける。「共通」とは、全市共通の審査ということ。

【石野委員】

優先して採択する事業にあてはまらない場合、全て不採択になるのではないか。「優先して採択する事業に該当するか」ではなく、「この事業は金谷区の地域協議会として良い取組か」という判断が入ればよいのかなと思う。

【山口委員】

例えばどんな事例か。

【石野委員】

優先採択審査では、優先して採択するかの判断ではなく、協議会として採択する事業かどうかという判断をすればよいと思う。

優先順位を下げる、いくら点数が高くても10事業のうち10番目にするために、優先採択審査を入れたと思う。

【竹内委員】

2年前に、交通安全協会の灰塚支部がカーブミラーを付けた。その翌年の提案では、「カーブミラーを付けるだけでは活動が伴っていない。」という話になり、不採択になったと思う。

その後の、灰塚で行われた出張協議会の場で、「何でこれは駄目なんだ」と言われたことがある。交通安全協会でカーブミラーを付けるのは良いのではないかなと思うが、当時の委員の意見では、活動が伴わないということで不採用になったという事例もあった。個人個人の考え方が違っている部分もあると思う。

【石野委員】

基本審査は通ったが、点数が半分以下になったため不採択になったはずである。
その時は、後で議論があったのか。

【竹内委員】

あった。最初に採択した時に「これは次に出てきたらとても通せない」という話になった。

【石野委員】

その会に対して、「次年度からはこういう活動は採択しない」と附帯意見を載せるべきだったのではないかと思う。

【竹内委員】

載せたかは分からない。

【石野委員】

そうしないと、翌年には反映されないだろうし、出てきても不採択と。

【山口委員】

それが、当日配布資料No.1の①No.7のような、1町内などの特定の範囲にしか反映できないものはやめましょう、という意見だと思う。

【石野委員】

今年のLED事業も、活動が伴うかどうかという部分は同じようなものだと思う。
カーブミラーを例としたら、見て安全確認をすれば活動だろう。それは、その時の委員の考え方がいろいろあると思う。

この事例では、「適合しない」とした7名の方がどういう意見だったのか聞いた方がよいのではないか。

【山口委員】

その時に決めたことを、今さら・・・。

【石野委員】

あれがおかしいということではなく、「適合しない」とした理由は聞かないと分からないことであり、翌年に違う形で申請する際の参考になるのなら、ある程度説明を付けた方がよいのではないかと。

【山口委員】

灰塚で出張協議会を開いた時の傍聴者の意見で、「他の地域協議会では、活動が伴っていないなくても、とにかく提案をいっぱい出すようにしているところもある」という話が出た。

【齋藤委員】

優先採択事業に該当しなくては、次に進まないのではということだが、募集要項の採択方針を見る限り、かなりのものが優先採択事業に該当するという気もする。資料No.3の審査・採点シートの「3 優先採択事業」に、該当する・しないを書くところがあるが、優先採択事業に該当しないとなっても、次に行けないわけではない。

【石野委員】

解釈の仕方だが、例えば1番目の基本審査で、15人のうち5人が「適合しない」となり、次の優先採択審査でまた5人が「該当しない」となれば、10人となり過半数を超える。それはどうするのか。

【齋藤委員】

平成28年度は、全部優先採択事業だったか。

【榎島係長】

平成28年度は、優先採択の確認を事務局が行っていた。全て優先採択事業に該当すると判断している。

【石野委員】

それは、この事業は農林水産整備課の事業に合致しない、などと書かれていたか。

【榎島係長】

細かくは書いていない。事務局が事前に確認し、資料No.3に相当する採点シートにあらかじめ丸を付けていた。

【村田副会長】

そうすると、優先採択審査は、地域活動支援事業が始まった年からずっと今日まで協議会委員の手では審査していなかったが、事務局で全て行われていた、と理解してよいか。

【榎島係長】

当初からは確認していないが、平成26年度から28年度については、事務局が優先採択事業に該当するかの判断をしていた。

【村田副会長】

分かった。

なぜ今回委員に審査を委ねることにしたのか、もう一度教えてほしい。

【榎島係長】

地域活動支援事業の審査については、委員が審査を行うのが原則である。優先採択審査を事務局が担うよりは、委員が行う方が適当であろうということで、先般説明し、ご了解いただいたものである。

【村田副会長】

私たちが優先採択審査と基本審査の両方をするから、「おかしいじゃないか」という話が出る。今まで別だったから、何も感じなかったわけである。今まで事務局がこちらでして、私たちが基本審査だけをしていたから、ちゃんとそれで合致してうまくいっていた。

【石野委員】

平成27年度は、優先採択は「○」しかついていないが、優先採択する事業の項目は複数ある。1つでも合致していればよいわけである。

【村田副会長】

受付の際に優先採択審査を行ってから受理するのではないのか。

【榎島係長】

事務局で提案を受け付ける際には、基本的には審査に相当する判断はしていない。ただ、事業の目的を考えた際に、助言として「こういう方がより良い活動になるのではないか」と伝えている。そうすると、提案をより良いものに修正して提出されるため、結果的には全ての事業が優先採択事業に該当する内容になっている。

【石野委員】

どの優先採択事業に該当するかは、提案書で全部リンクしている。

【榎島係長】

提案者が自分たちの事業について、優先採択事業の該当する項目とその理由を提

案書に書いてくる。それを、申請概要一覧に転記している。今回、優先採択審査を委員に改めてお願いすることとした理由の一つに、先ほどのカーブミラーの事業の審査は9人対7人で基本審査の判断がほぼ半々に割れており、同じように、提案者が優先採択事業のこの項目に該当すると書いてきても、それぞれの委員の主観により判断が変わってくるだろうということがあり、今回提案したものである。

【齋藤委員】

平成27年度のカーブミラーの事業は、不採択になったが優先採択審査は「○」になっている。事務局の方で優先採択事業としたが、協議会ではそれをおかしいのではないかということで、不採択という結果になった。だから事務局では、優先採択審査を我々が行うことを提案した。最初からお膳立てができていたため、こうやって疑問に思ったと思う。だから、もう少し整理した方がよいと思う。話が振りだしに戻るが、しっかりと確認するというので。最初からそうだったのだろうが、今年のものもすっかり忘れてしまった。優先採択審査というのは改めて我々がするというのではなくて、ということでしょうか。

【石野委員】

事務局で判断が付きにくいものや、疑問に思うものは、委員に確認を求めるとすれば、私はよいと思う。明らかに該当しているものは誰でも分かるだろう。

平成29年度からは、高田区、三郷区、和田区も同じようになるのか。

【榎島係長】

担当している4つの区については、三郷区、和田区で同じように優先採択審査の判断を委員にお願いすることで進めている。高田区については、諮問事項が多く、審議に割く時間がないということで、今年度は見送っている。

【高宮会長】

募集要項の中の、「私たちの地域をもっとよくする『まちづくり活動』・・・」以下に該当するかを見るのが、基本審査である。次の優先採択審査では、募集要項の2ページ目「採択方針」の「優先して採択する事業」に該当するかを見る。3番目の共通審査では、①～⑤の審査項目について採点するもの、と私は解釈している。

私の町内でAEDを買った際、地域においての活動となるかどうかは、該当する

と判断した。次に優先して採択する事業は、地域の安全安心に該当すると判断した。そして最後のところは、審査基準の①から⑤の中で、公益性には合っているだろう、必要性はどうだろうか、というように点数を出したと、私は覚えている。そういう見方をすることによって、石野委員が言われるように、上から連動してくるものだという事ではないと私は解釈しているが、違うか。まず募集要項の中の、活動として良いのか悪いのか。次に「金谷区の採択方針」で優先する事業に入っているかどうか。例えば、公益性は合うかどうか、というように、別個に考えてよいのではないかと思う。

【石野委員】

優先採択審査の判定基準である「過半数以上」、この文章だけでは判断できない。基本審査で「適合しない」とした人も含めるのか。また、1人や3人が「該当しない」と答えたものは、満票を得ているものと区別するのか。

【高宮会長】

要は、基本審査で「適合しない」としたら、それ以下は採点しない。

【石野委員】

だから、その人は次の優先採択も「該当しない」のだろう。それは人数の中に組み入れなければいけないということか。

【高宮会長】

そういう解釈で私はいた。

優先採択事業に該当するのかどうかは、提案書に説明を書かなくてはいけない。

【石野委員】

採点表の「3 優先採択審査」では、ただ優先採択事業に該当しているかどうかとなっているが、申請概要一覧に記載された優先項目に該当するかがここに入っていない。それについてまた判断するのだろう。

【高宮会長】

そうである。

【石野委員】

だったら、これはそうなってもよいわけなのかなと。何も該当しないのであれば、

適合しないだろう。4つや5つ該当していると向こうが思っている、採点する側が思っていないのであれば、非該当ということではないのか。

【高宮会長】

基本審査で「適合しない」という人は、以下の審査はしなくてよい。「適合する」とした人は、次の優先採択審査で、「該当する・該当しない」があるわけである。ここで「該当しない」と付ければ、採点はしない。0になる。

【榎島係長】

(1)の優先採択事業に「該当しない」と判断した後も、(2)の共通審査の採点は行っていただく。

【石野委員】

基本審査で「適合する」とし、優先採択審査で「該当しない」となった場合はどう考えるのか。

【榎島係長】

地域活動支援事業の目的には合っているが、金谷区として優先すべき事業には当たらないという状態である。

【川住副会長】

過去にもあったが、金谷区に提案されたが、金谷区だけの問題でなく上越市全体を含むような提案であった場合に、これに該当するのではないかと思う。例えば、金谷山にアルパカを呼んで子どもを喜ばせようという事業が提案されたが、金谷区だけの問題ではない。アルパカを呼んで上越市全域にチラシを配れば、高田区などいろいろな人が来るわけである。それを金谷区だけで地域活動支援事業をするのはまずいのではないか。金谷区が会場だが、対象が金谷区ではない、上越市全域だといった場合に、優先採択事業にならないのではないかと思う。

【村田副会長】

共通審査はするのか。

【川住副会長】

共通審査はしたと思う。ただ金谷区だけじゃないという、何で金谷区の地域活動支援事業のお金を使わなくてはいけないのかというような意見が多かった。

【竹内委員】

同じ紙で基本審査も一緒に行うことになっているが、先ほどから提案があるように、基本審査で1枚にして、それだけ最初に審査し、優先採択審査は、初めてなので皆不安だが、1回してみて、「これはとても」ということになれば次年度もう一度見直す、としないと、協議が前に進まなくなっている。

【石野委員】

今は出てきた申請は無条件でこちらへ来るため、事務局で優先採択事業を判断するのがよいと思う。私たちからも、事務局の判断について「こうじゃないか」と言う。

【村田副会長】

審査はいつするのか。プレゼンテーションの前か。

【石野委員】

前だと思う。

【竹内委員】

受ける時に相談するのだから、相談したものを受けないというわけにはいかないだろう。基本的には優先採択事業に該当するように事務局が導くわけだから、私どもはその上でもう一度チェックすることでよしとしないと、前に進まないのではないか。受ける際に、「勝手に出して行って下さい、委員が優先採択事業を判断しますから」とはならないはずである。「この案は通ると思うが、地域協議会委員の審査にかかりますよ」というかたちで進めていくようにしないと、大変である。

過去4年間も、合意の上で、面倒なことはできるだけ提案しないようにしていた。一生懸命協議をしてここまで来たため、今回はこのままとし、私たちが優先採択審査を行うと。あとは皆さん個人の判断で。それでも、1人1人の意見は違うはずである。

【石野委員】

提案だが、優先採択審査を基本審査に入れてしまえばよい。地域活動支援事業の目的と合致しているか、並びに金谷区の優先採択事業に合致しているかどうかの判断を、一度にしてしまえばよい。もし該当しないのであれば、その内容をここに記

載すれば一度で済む。それでよいのではないかと思う。

【竹内委員】

私は考え方をしっかり持っているわけではないから、それでよいと皆さんが了解すれば、事務局はそれに基づいて様式を作るはずだと思う。良いか悪いかをそろそろ判断しよう。

【齋藤委員】

今、石野委員がおっしゃったことは、基本審査と優先採択審査を一緒にするということか。

【石野委員】

要は、基本審査の中に文言として、「金谷区の優先採択事業の中に該当しているか」、「該当していないのであれば適合しない」と。

【齋藤委員】

これは一緒にできない。

【村田副会長】

基本審査と優先採択審査は、考え方が違う。分けるべき。基本審査には適合しないが、金谷区の優先採択事業に該当すると・・・。

【石野委員】

基本審査には適合するが、金谷区の優先採択事業には該当しないと、2段構えにするということである。

【齋藤委員】

基本審査を通らなければ、優先も何もない。審査はそれでおしまいということ。

【榎島係長】

今の案の状態であれば、基本審査をパスしない限りは優先採択審査まで進まない。

【竹内委員】

基本審査だけを先に行わないと。用紙を別にしてすること・・・。

【村田副会長】

いつ基本審査と優先採択審査をするのか。当日にはしないだろう。

【榎島係長】

協議会の席で、1番目の提案者のプレゼンを聞く。提案者が帰った後、すぐに資料No.3の審査・採点シートを全部記載し、事務局で回収する。それを最後の提案まで繰り返す。その結果を我々がパソコンに入力し、計算した結果が一覧表で画面に出る。そこから採択する・しないの協議を始めていただく。そのような順序になる。

【村田副会長】

基本審査が駄目なら何もしないのだから、基本審査はペーパーだけで先に皆でするべきではないか。不採択になれば、プレゼンテーションはしないのだろう。それを、「来なさい」と言っておいて、「基本審査に適合しないため、どうぞお帰り下さい」と。そんな話はない。

【榎島係長】

これまでは、書類とプレゼンテーションを踏まえて基本審査と採点を行っていた。

【村田副会長】

どんな立派なプレゼンテーションをしようが、基本審査に適合しないものはどうにもならない。プレゼンテーションをする前に、基本審査をするべきだ。

【高宮会長】

今までは、事務局へ相談があれば、駄目なものは助言し、文章を書き直して提出するとのことである。だから、事務局で全く確認しないものを委員が審査するものではないと私は思っている。

【村田副会長】

だが、その結果、カーブミラーのように9対7という結果が出たわけである。今後もそういうことがあり得るだろう。

ただ、プレゼンテーションの場で基本審査の不採択を決めるというのは、道理に合わない気がする。プレゼンテーションに全員呼ぶということだ。基本審査で落ちることはないとは思いますが・・・。

【高宮会長】

事務局の説明では、プレゼンテーションを行い、提案者が帰った後、我々が採点して「適合しない」となった時は、後日、事務局から提案者へ理由を説明する。だから、最初から駄目なものを呼ばなくてもよい、ということではない。そのような

方法だと、提案が出て来なくなるだろう。

【村田副会長】

「基本審査で、委員の“過半数”が『適合しない』とした事業は不採択」となっているのだから、もう共通審査はない。書いてある以上、私たちが審査してあげたいからといって、そんなことをしてよいのか。

基本審査で駄目だったら、その場で教えてあげないと。今までそういう例もないだろうが・・・。

【高宮会長】

事務局からは、「こうすればよい」という説明をするが、各委員の判断、点数の付け方によっては、駄目となる。

【村田副会長】

プレゼンテーションまで聞いて、基本審査で不採択となるのは変だろう。

【齋藤委員】

基本審査については、我々が書類審査を行い、そこで不採択となれば、プレゼンテーションには呼ばず、「練り直して次年度お願いします」という話になる。全部一度にしてしまうと、無理が出てくる場合もあると思う。

【高宮会長】

そこを事務局は指導しているか。誰が見ても「適合しない」というような提案書は受け付けないだろう。

【榎島係長】

市民の方により良い活動をしていただきたいため、できる限りのアドバイスを提案者に行う。その結果として、それなりの事業が提案されてくる。ただ、事務局としては提案書を受け付けないわけにはいかないため、最低限の基準で受けて、あとは委員の判断に委ねたい、というのもある。そのため、アドバイスによって提案事業の内容はレベルが上がってくるが、一定のところまで上がったものと見なされれば、事務局ではそれを拒む理由はない。

【高宮会長】

相当時間を費やしている。平成29年度はこのまましてみるというのはどうか。

【村田副会長】

このルールでよい。ただ、基本審査は当日ではなく、その前に協議会委員に委ね、結果を出してもらおう。過半数であるかを確認して、取りまとめればよいだけのことである。

【石野委員】

4月1日からの活動に対して、後からでも補助対象になるのだから、本当は5月末に審査しなくてはいけないものが、6月末になったとしてもよいのではないかと思う。

【齋藤委員】

本審では、共通審査の採点だけを行い、事前に基本審査と優先採択を行う方が、当事者にとっても不都合ないだろうし、我々としてもその方が自然という感じがする。面倒くさいけれど、一日余計だけれど、しょうがないかもしれない。

【山口委員】

不採択となった場合、その年度に、直してもう一度提案はできないのか。

【石野委員】

予算に対してまだ執行の残金が残っていて、2次募集、3次募集を行った際に、その内容を踏まえて、活動内容を変えて申請が上がってきたら、それは審査の対象になると私は判断する。

【山口委員】

受からなかったから、同じものをまた出すわけではない。例えば内容を変えるだけかしてくる。

【石野委員】

それには、先ほども言ったように、不採択になった理由を提案者にお知らせした方がよい。

【村田副会長】

事務局、先に共通審査を行う場を提供することは可能か。

【榎島係長】

場を誰に提供するのか。

【村田副会長】

協議会委員が、プレゼンテーション当日に基本審査を行うのではなく、基本審査をあらかじめ行う。あるいは優先採択審査を。

【榎島係長】

今回、4月末で募集を締め切ると、最短で5月上旬に委員に関係書類をお送りすることができる。できれば5月の定例日にプレゼンテーションを行い、最終的な採択結果を決めたいため、その前に、すぐに基本審査票をこちらにお送りいただく、又は会議を1回開催することで可能になるかと思う。

【西条委員】

ということであれば、会議で全員が資料を読み合わせ、採択・不採択を決めた方が、皆顔を合わせてできるため、1回我々は手間がかかるが、それは協議会委員の使命だから、会議をして採択・不採択を提案者にお知らせする方が妥当ではないかと思う。

【高宮会長】

ただ、そうなった場合、1か月のうちに2回協議会を開催するのか。例えば、採択が決まれば5月あるいは6月には事業を始めたいものが、ずれることになる。雪国だから、雪の中でできない事業もあるわけである。というようなところから、当初のように1回で決めるというところもあったのではないかと思う。

【石野委員】

5月頭にゴールデンウィークがあるため、10日くらいまではほとんど活動できない。その後、10日前後に開催し、次に1週間ないし2週間空けて開催すれば、支障はないと思う。今月も実際に3回開催している。回数の問題ではないと思う。地域活動支援事業が私たちの一番重要なところではないのか。

【村田副会長】

遅延しないようなスムーズなやり方を、事務局と私たちが打ち合わせをする。

中には2日間かけて、慎重に審査して可否を決めている区もあると聞いている。

【石野委員】

5月が2回になった時には、6月を1回飛ばしてもよいのではないか。年間12

回で収めるのならば、そんなやり方もある。

【村田副会長】

事務局、回数をこれくらいで収めたいというような方向性があれば、そのようにしてよいのか。

【榎島係長】

会議の開催回数に定めはない。協議会で決めていただくものである。

【高宮会長】

自分で判断し書いたものを事務局に送付するのではなく、皆で集まって討議するというのでよいか諮り、委員全員の了承を得る。

【榎島係長】

確認をお願いします。1回目に集まった際は、基本審査だけなのか、基本審査と優先採択審査を行うのか。また、基本審査と優先採択審査を1つにまとめたものとして行うのか。それにより資料等が変わるため、そこを確認したい。

【高宮会長】

今の事務局の確認について、意見を求める。

【村田副会長】

先ほどの話をまとめた中では、基本審査と優先採択審査は別々に行うのが理にかなっていると解釈する。そして、できればこの2つを事前に審査するというのが、私はよいと思う。

【石野委員】

私もそれでよいと思うし、その時に委員全員が出られるかどうかという部分もあるため、出席委員での過半数をとるのか、代理という部分をとるのか、そこまで決めておいた方がよいと思う。

【高宮会長】

出席委員の過半数でよいか諮り、委員全員の了承を得る。

【榎島係長】

もう1点お願いします。基本審査及び優先採択審査は書類審査により行い、2回目に集まった際は、プレゼンテーションを聞き、プレゼンテーション内容を含めて採

点するというところでよいか。

【高宮会長】

事務局の説明のとおりでよいか諮り、委員全員の了承を得る。

【石野委員】

今年は850万円だったが、平成29年度も同じような予算が盛り込まれているのか。参考に聞きたい。

【榎島係長】

平成29年度については、地域活動支援事業の予定としては平成28年度と変わりないと会長会議で既に説明をしている。ただ、区ごとの予算配分については、均等割と人口割の計算を毎年行っている。人口が他と比べて増えていけば、金額は増えるかもしれない。減っていれば減るかもしれない。

【高宮会長】

他に意見を求めるがなし。

【榎島係長】

今回、いろいろとご意見をいただいた。いただいたご意見は全体に影響があるため、改めて資料No.2～5を修正し、2月の会議で諮ることよいか。

【高宮会長】

それでよいか諮り、委員全員の了承を得る。

—次第4議題（2）「金谷のまちづくりを話し合う会」のふりかえりについて—

【高宮会長】

次第4議題（2）『「金谷のまちづくりを話し合う会」のふりかえりについて』は、「審査・採択のルール」で時間がかかったため、次回の会議に繰り越すことを諮り、委員全員の了承を得る。

—その他—

【石野委員】

正善寺の事業について、標柱等を付けられたが、位置図は資料に残っているが、全11基の写真などの提出は事務局にあったのか確認したい。

【小林主事】

11基全ての看板の写真は事務局に提出されていない。

【石野委員】

工事の場合や、中ノ俣の写真集もそうだが、部数は写真などで確認をしなくては行けないと思う。金額は別としても、物はこう付けたという報告はあるべきだと思うがどうか。

【齋藤委員】

提案した際の見積りと違っている。金額は一緒かもしれないが、最初は10基だったのが、看板と標柱に分かれて増えている。新しい見積りというか……。

【石野委員】

見積りではなく、付けたという写真を報告として……。

【齋藤委員】

私が見積りで分かるのではないかという気がする。

【石野委員】

それは違うと思う。

【竹内委員】

実際に11月の行事に参加した時には、杭（くい）が打ってあるだけだった。今は通学路にもなっていないし、確認するのがすごく難しいと思う。3月くらいになれば少し晴れるため、写真を撮って提出しておきなさいと言っておく。

【石野委員】

年度を越えても構わないと思う。

基本的に、今後もこれは必要だと思う。

【竹内委員】

神社看板の3つだけは見せてもらったが、標柱はまだ杭（くい）が立っていて、立てる予定だと言っていた。雪が遅かったから早めに撮ったのかもしれないが、今

は無理ではないか。

【石野委員】

今というわけではない。そういうものは必要なのではないかということである。

【竹内委員】

2月にバス路線の関係で正善寺に行く機会があるため、写真を提出するように言っておく。

【石野委員】

写真集も、200部積んである写真が必要である。半分しか作っていなかったら、半分はもうかる。

【榎島係長】

例えば、市が物を発注した場合、その納品を確認するという部分の話かと思う。私どもとしては、齋藤委員がおっしゃったが、請求内容に対して領収書の内容が対応していることが確認できれば、実績報告として受領している。設置した全ての工事写真等、または納品された全てのものについての写真の提出は求めている。むしろ、活動の写真を中心に提供していただくようお願いしているところである。

【石野委員】

この事業は、まるっきり看板、標柱なのだから、代表1つずつくらい報告としてあってもよいのではないか。市の仕事では、その数量などは、必ず誰かが確認して、請求書ないし納品書を受け取っているはずである。

【榎島係長】

11基がきちんと設置されたかの確認の責任者は、事業の提案団体の長と考えている。

【村田副会長】

お金を支援されたら、そのお金に対する結果を出すのは道理だと思う。それがなくてもよいだとか、請求書と領収書があればそれで想像ができるというのは甘い。自分のお金ではない税金なのだから、1円でも使ったのなら、証拠写真や工事写真を全部1個1個出すべきである。

【高宮会長】

先ほど竹内委員からは、正善寺の会議があるので話をする、とのことである。今回はこれで事務局が受けてしまったということなので、写真は雪が消えて回れるような時期になったら撮る、ということでご了解いただければと思う。

【石野委員】

もともと撮ってあれば、それをもらえばよい。

【高宮会長】

あればそれをいただきし、なければ撮って我々に渡していただきたいと。

【村田副会長】

例えば僕らがよしとしても、第3者に「どこに証拠があるのか」と言われたら、どうやって答弁するのか。僕たちだって監視されている。お金を150万円も出して、何も監査していないではないか。

【齋藤委員】

だが、LEDを全部勘定しなさいと言われても困る。

【石野委員】

それは代表でよいのではないか。

【村田副会長】

各町内会がちゃんと管理している。管理しなければ、今度は自分で出さなくてはいけない。

【石野委員】

例えばLEDだったら、市に申請すれば東北電力の料金設定が来るため、その申請で分かる。それが写真の代わりになる。

【村田副会長】

僕ら町内の電柱は全部、LED灯と蛍光灯で色分けをしている。今年付けた48本は、全部色塗りしてある。恐らく他の町内もそうしている。

【齋藤委員】

一般論で言えば、先ほど事務局がおっしゃったように、見積書と支払、実績報告書が対応していることが確認できれば。

【牛木委員】

中ノ俣の事業については、はだしの会で行っており、町内会は報告、相談は一切聞いていなかった。決算書などは市に出していないのか。

【榎島係長】

中ノ俣の写真集については、同様に決算報告をいただく予定である。

【牛木委員】

それでよいということか。

【石野委員】

写真集は現物を私たちも見ている。

【西条委員】

送ったリストを教えてください、プレゼンの際に言った覚えがある。それは1つの確認手段かと。

【石野委員】

それは附帯意見に入っていたのでは。

【西条委員】

確かあったような気がする。

【石野委員】

附帯意見は、1年後、3年後、それを作ってどうなったかを出してくれというのは、頭に入っている。私が言ったから。

【高宮会長】

その辺を確認すると同時に、今後の事業についても、きちんと添付させるようにしたいと思う。正善寺の件はお願いします。

【石野委員】

先ほども言ったように、そういう活動の報告ではなく、あくまでも環境整備や草刈りなどの対価として補助金を払っているため、それなりの写真ないしは報告があって然るべきだと思う。活動やイベントなどは、次の段階だと私は思う。それを踏まえて平成29年度は対応していただきたいと思う。

【高宮会長】

分かった。そのようにきちんと提案者の方に伝えたい。

—次第5 事務連絡—

【高宮会長】

次に、次第5「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

○今後の協議会の日程

- ・第11回協議会：2月22日（水）午後3時 福祉交流プラザ第1会議室
- ・第12回協議会：3月22日（水）午後6時30分 上中田町内会館
- ・平成29年度第1回協議会：4月26日（水）午後6時 福祉交流プラザ

【高宮会長】

事務局の説明について、質疑を求めるがなし。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課
南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831 (直通)

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。